

事業計画書

はじめに

公益財団法人として、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たすために、引き続き社会福祉事業（公益目的事業）を円滑に行います。

昨年度、事業団最大規模の施設である「いわき市健康・福祉プラザ」のうち、温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設（通称クアハウス及び宿泊研修施設）についての指定管理期間終了に伴い、令和8年度以降の指定を受けるべく申請をしましたが、指定を受けることはできませんでした。また、児童数の減少を受け、施設貸与事業のうち「永井保育所」が閉所となりました。

公益法人は、活動規模を50%以上の公益認定を受けた公益目的事業とする認定基準があり、前段に述べた2つの公益目的事業の廃止に伴い、公益目的事業比率が50%に達しなくなります。

このため、これまで収益事業に位置付けておりました介護3事業について公益目的事業に移管することについて、監督行政庁である福島県と協議の上、今年6月の公益認定審議会に変更認定申請を提出する予定です。

この申請が受理されることを前提に今回の事業計画を策定します。

令和8年度についても、事業団の事業活動が公益財団法人の社会的な役割を果たすため、「社会福祉事業」として、社会福祉施設の管理運営等の施設貸与事業及び社会福祉に関する支援事業、相談支援等を実施し、「介護事業」として在宅で暮らす要介護高齢者や障がい者及びその家族の支援を行っていきます。また、事業団として、ステークホルダーの信頼を確保しつつ、自らの責任の下で経営判断を行い、ガバナンスの充実・透明性の向上に努めていきます。

[事業の構成]

○社会福祉事業（公益目的事業）

1. 施設貸与事業

老人福祉センター・老人憩いの家、いわきサン・アビリティーズ

2. ファミリー・サポート・センター事業

3. 障害者相談支援事業

○介護事業（公益目的事業）

1. 指定居宅介護支援事業
2. 指定通所介護事業
3. 障害者生活介護事業

I 【社会福祉事業（公益目的事業）】

基本方針

令和8年度は、いわき市の公共施設の指定管理者として、昨年度に引き続き施設貸与事業である、老人福祉センター、いわきサン・アビリティーズの管理運営を行います。

各施設の管理運営については、施設の利用状況や利用者の意見・要望を聞き、施設運営に反映させることに努めるとともに、市民が常に安全かつ快適な施設利用ができるように努めます。

令和8年度においても、施設の利用環境、利用ルールの整備を図り、円滑な施設管理・運営に努めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業等各種事業についても、事業の実施にあたっては、細心の注意を払い、利用者に支障が生じないよう運営に努めます。

なお、ステークホルダーに対する情報発信は今後さらに重要になることから、各施設や事業についての広報を行い、幅広い市民の利用に供することができるよう事業団のホームページを充実させるとともに、SNS等を活用し、利用者に確実かつ迅速に情報が届くよう努めます。

また事業団として更なるガバナンスの強化及びコンプライアンス遵守、財務面での安定した運営を図れるよう努めて参ります。

事業計画

1 施設貸与事業

① 老人福祉センター（平・勿来・内郷・四倉）・老人憩いの家（小名浜）

地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図るため、趣味の活動やレクリエーションを行う場として施設を提供するとともに、各種相談に応じます。

高齢者なら誰でも無料で利用できる施設である点を広く周知し利用促進に努めます。また、利用対象者が高齢者であることから、引き続き、高齢者を狙った特殊詐欺に対する講習等を警察署と連携して実施していきます。

② いわきサン・アビリティーズ

障がい者の教養の向上及び健康の増進を図るために、趣味や文化活動、スポーツやレクリエーションなどの活動を行う場として利用者が快適に施設を利用できるよう適切な維持管理に努めます。

近年、障がい者スポーツ等の講師要請が多いことを受け、小中学校、公民館、民間企業等において、ボッチャやモルック等の競技の理解及び普及促進を図るとともに、引き続き、車いすテニスなどのスポーツ大会の実施及びパラスポーツ体験教室等を市から受託し開催します。

また、健常者や地域の方々にもご利用いただき、障がい者の皆様との交流の場として、レクリエーションスポーツ交流会を開催します。

2 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をしてほしい人と援助したい人を会員として登録、組織化して、会員同士で子育てを支援する相互援助活動が行われることで、子育て中の市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる保育環境をつくることを目的として実施します。

この事業は、国、県、市ともに力を入れている子育て支援事業ですが、事業内容の更なる周知を図るため、ポスターやチラシ配布及び子育て団体が実施するイベントへの参画を通じて広報・宣伝活動を強化し会員増に努めます。

加えて、研修等の案内方法について、郵送からLINEで送付することにより、利用者の利便性向上及び費用軽減に努めて参ります。

また、初めて利用する方のため、依頼会員相談会を実施し制度の周知に努めるとともに、初めての会員が託児の体験することにより、安全・安心に活動できるよう努めます。

(1)会員の募集、登録

(2)相互援助活動の調整

(3)相互援助活動に必要な知識習得のための研修会の企画・開催

(4)会員相互の親睦を図るための交流会の企画・開催

3 障害者相談支援事業

当事業は、障がいのある方やその家族が地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの利用支援や情報提供、権利擁護などを行うものです。

令和8年度も、障がい福祉サービスを必要とする利用者に対し、サービス利用計画を作成することにより、利用者の必要なサービスの充実と支援に努め、安心して地域で暮らせるようきめ細やかな計画の作成及びモニタリングを行います。

また、障がいの状態、年齢、性別、生活の実態に応じ自己決定を尊重した個別的な支援を行います。

II 【介護事業（公益目的事業）】

基本方針

令和8年度も、いわき市健康・福祉プラザ内において、指定通所介護事業（いわきゆったり館デイサービスセンター）を実施、また、いわき市総合保健福祉センター内いわき市障害者生活介護センターにおいて、障害者生活介護事業を実施します。

いずれの事業も、在宅で暮らす要介護者の自立的な生活を支援することで、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たしていくものです。

これらの介護事業の利用者増を図るため、利用者への更なるサービス向上にむけた研修等の実施、及びケアマネージャー等関係機関との連携強化に努めていきます。

また、引き続き、処遇改善加算を取得することにより、介護事業従事職員の賃金向上及び職場環境改善を実施することで、職員のモチベーションを向上させ、利用者満足度の向上につなげます。

事業計画

- 1 指定居宅介護支援事業（いわきゆったり館居宅介護支援事業所）

ケアプラン作成等を行う当事業については、主任介護支援専門員の確保が困難なことから、令和8年1月末日を以って休所としておりますが、引き続き同資格保有者の確保に努め、再開を期して参ります。
- 2 指定通所介護事業（いわきゆったり館デイサービスセンター）

当事業では、利用者が可能な限り、在宅においてその能力に応じ自立して生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者それぞれの要望、目的にあったサービスを提供し、利用者やその家族に満足していただけるような事業を実施します。

また、利用者の施設入所や入院、死亡による利用解除が常に発生するため、ケアマネージャー等関係機関と連携し、相談会の開催や、デイサービス体験利用を積極的に受け入れるなど、新規利用者増に向けた取り組みに努めます。
- 3 障害者生活介護事業（障害者生活介護センター）

当事業では、在宅で暮らす障がい者に対する日帰り介護サービスを提供するとともに、家族の介護負担軽減を図り、障がい者の地域生活を支援します。

令和8年度も、全ての利用者の方に良質なサービスを提供し、利用者やその家族の方に満足していただけるように努めます。また、65歳以上の利用者は介護保険施設へ移行することが事前に把握できるため、新規利用者の獲得のために関係機関に積極的に働きかけを行うなど連携を強め、業務の効率化に努めます。

Ⅲ 【管理部門（法人会計）】

- 1 業務執行体制等
令和8年度においては、これまでの収益事業が公益目的事業に移管することから、公益目的事業の充実と適切な予算の執行や運営が果たせるよう管理部門として支援に努めます。

また、関係法令等を遵守するとともに、引き続き公益財団法人としてのコンプライアンス重視の組織づくりを進めるため、職員への啓発に努めガバナンスの強化を図ります。

2 情報開示

公益財団法人としての公益性、透明性の確保のためには、情報開示は不可欠であることから、事業計画や事業報告、決算に関する財務諸表、運営する事業の内容などについては、ホームページを通じて適宜情報を公開していきます。